15章　左官工事

7節　マスチック塗材塗り

15．7．1　一般事項

この節は、コンクリート面、押出成形セメント板面、モルタル面及びALCパネル面へのマスチック塗材塗りに適用する。

15．7．2　材料及び工法

（1）　マスチック塗材塗りは表 15.7.1により、○印の工程を行い、種別は特記による。

表15．7．1マスチック塗材塗り

工　　程		種別 A種	種別 B種	塗 材 そ の 他	塗付け量（kg/㎡）
素地ごしらえ		○（注）1		18.2.5［モルタル面及びせっこうプラスター面の素地ごしらえ］ 又は 18.2.6［コンクリート面、ALCパネル面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ］による。	—
1	下地押え	○	—	合成樹脂エマルションシーラー	0．12
		—	○	マスチックC用シーラー	0．12
2	塗材塗り	○	—	マスチック塗材A	1．20
		—	○	マスチック塗材C	1．80
3	仕上材塗り	—	○	つや有合成樹脂エマルションペイント2回塗り	0．20

（注）1.素地ごしらえの種別は、塗材その他の欄による。
2.押出成形セメント板面の素地ごしらえは、表 18.2.6［コンクリート面及び押出成形セメント板面の素地ごしらえ］によるB種とする。

（2）　マスチック塗材は、マスチック塗材の製造所において調合されたものとする。

（3）　マスチック塗材は、施工に先立ち、かくはん機を用いてかくはんする。

（4）　塗付けは、多孔質のハンドローラーを用い、下地にくばり塗りを行った後、均し塗りを行い、次にローラー転圧によりパターン付けをして、一段塗りで仕上げる。

（5）　塗継ぎ幅は、800mm程度とし、塗継ぎ部が目立たないように、むらなく仕上げる。

（6）　パターンの不ぞろいは、追掛塗りをし、むら直しを行って調整する。